

はだのクリーンセンター保全整備・運営事業
要求水準書【総則編】（案）

令和 8 年 9 月 1 日（火）

秦野市伊勢原市環境衛生組合

< 目次 >

1	要求水準書の位置付け	1
(1)	総則編	1
(2)	基幹的設備改良工事編	1
(3)	長期包括運營業務委託編	1
2	一般事項	1
3	本事業の概要	2
(1)	事業目的	2
(2)	事業等の名称	2
(3)	施設の名称、種類	2
(4)	施設の管理者	2
(5)	実施場所	2
(6)	敷地面積	3
(7)	事業期間	3
4	関係法令の遵守	3
5	許認可申請	5
6	保険	5
7	官庁等の指導等	5
8	官庁等への申請	5
9	発注者及び官庁等への報告	5
10	周辺施設整備等への協力	6
11	計画主要目	6
(1)	都市計画事項等	6
(2)	処理能力等	6
(3)	熱供給条件	7
(4)	ごみ処理方式	7
(5)	炉数	7
(6)	処理条件	8
(7)	公害防止基準	8
(8)	環境保全	12

添付資料 過去3か年におけるごみ質の推移

1 要求水準書の位置付け

はだのクリーンセンター保全整備・運営事業（以下「本事業」という。）要求水準書は、次の各編で構成し、はだのクリーンセンター（以下「本施設」という。）における基幹的設備改良工事（以下「本工事」という。）及び長期包括運營業務委託（以下「本委託」という。）について、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「発注者」という。）が本事業を担う事業者（以下「受注者」という。）に対して要求する水準を示すものである。ただし、受注者による創意工夫を妨げるものではなく、受注者は要求水準書の内容を上回る提案を行うことができる。

なお、事業契約上、これら各編は一体の要求水準書として構成するものとする。

(1) 総則編（以下「本書」という。）

本事業全体に共通して適用する基本事項及び共通条件を定めるものであり、他の各編に優先して適用するものとする。

(2) 基幹的設備改良工事編

本工事を施工する上で、発注者が求める機械設備等の機能、性能をはじめとした要求水準を定めるものである。

なお、空欄部分については、受注者の提案に委ねるものとする。

(3) 長期包括運營業務委託編

本委託において、発注者が求める本施設の運営に関する要求水準を定めるものである。

2 一般事項

本書は、本事業の基本的な内容を定めるものであり、本書に明記されていない事項であっても、本施設に求められる機能、性能及び本書に定める要求水準を満足させるために必要な設備等又は本事業の性質上必要と考えられるものについては、発注者と協議の上で受注者の負担で備えること。

なお、既設流用機器に起因する事項は、本工事の引渡し時点において原則、受注者の責任範囲に含めないものとする。ただし、受注者は、本委託の期間中、既設流用機器を含む施設全体として「11 (6) 処理条件」及び「11 (7) 公害防止基準」に示す各基準を遵守し、要求水準を満足する責任を負う。

そのため、搬入ごみの性状や搬入量の著しい変動など受注者の責に帰することができない事由がある場合を除き、受注者は、事業期間全体を通して自らの負担で各基準の遵守及び要求水準の達成に必要な措置を講じなければならない。

3 本事業の概要

(1) 事業目的

本事業では、民間事業者の創意工夫をもって、本工事及び本委託を一体的に行い、可燃ごみの焼却処理を安定的に遂行しつつ、脱炭素社会に向けた二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量の削減等、環境負荷の少ない循環型社会の形成を実現し、さらには発注者における一般廃棄物処理に係る財政負担の縮減及び公共サービスの向上を実現することを目的とする。

なお、本事業の計画、施工及び運営に当たっては関係法令等を遵守すること。

(2) 事業等の名称

ア 本事業の名称

はだのクリーンセンター保全整備・運営事業

イ 本工事の名称

はだのクリーンセンター基幹的設備改良工事

ウ 本委託の名称

はだのクリーンセンター長期包括運営業務委託

(3) 施設の名称、種類

名称 はだのクリーンセンター

種類 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）

(4) 施設の管理者

秦野市伊勢原市環境衛生組合 組合長 高橋昌和

(5) 実施場所

神奈川県秦野市曾屋 4624 番地

(6) 敷地面積

約 34,600 平方メートル

(7) 事業期間

ア 本工事

着工予定 令和 10 年 4 月 1 日

竣工予定 令和 15 年 3 月 31 日

イ 本委託

運営準備期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

運営期間 令和 10 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日まで

4 関係法令の遵守

本事業の実施に当たっては、次に示す関係法令、基準、規定等（いずれも最新版に準拠）を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 騒音規制法
- (5) 振動規制法
- (6) 悪臭防止法
- (7) 大気汚染防止法
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法
- (9) 廃棄物処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について
(基発第 401 号の 2)
- (10) 水道法
- (11) 消防法
- (12) 道路交通法
- (13) 建築基準法
- (14) 建設業法
- (15) 都市計画法
- (16) 労働基準法
- (17) 労働安全衛生法
- (18) 高圧ガス保安法

- (19) 毒物及び劇物取締法
- (20) 特定化学物質等障害予防規則
- (21) クレーン等安全規則
- (22) 作業環境測定法
- (23) 電気事業法
- (24) 電気工事士法
- (25) 電気用品安全法
- (26) 計量法
- (27) 個人情報保護に関する法律
- (28) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (29) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
- (30) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (31) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (32) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (33) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (34) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (35) 神奈川県環境基本条例
- (36) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- (37) 神奈川県地球温暖化対策推進条例
- (38) 秦野市みどり条例
- (39) 秦野市景観まちづくり条例
- (40) 秦野市火災予防条例
- (41) 秦野市環境基本条例
- (42) 秦野市下水道条例
- (43) 日本産業規格（JIS）
- (44) 機械の包括的な安全基準に関する指針（平成 19 年 7 月 31 日基発第 0731001 号）
- (45) 電気学会・電気規格調査会標準規格（JEC）
- (46) 日本電機工業会標準規格（JEM・JEM-TR）
- (47) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (48) 日本水道協会規格（JWWA）
- (49) 電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）及び内線規程

- (50) 電力会社供給規程、電力工事規程
- (51) 火力発電所の耐震設計規程（JEAC3605-2024）
- (52) 空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）
- (53) 日本塗料工業会規格（JPMA）
- (54) （一社）日本冷凍空調工業会標準規格（JRA）
- (55) ステンレス協会規格（SAS）
- (56) その他関係法令、規則、基準等

5 許認可申請

本事業に際し、関係官庁等へ許認可申請、報告、届出、検査報告等の必要がある場合には、その書類作成及び手続を受注者は速やかに代行すること。発注者が直接関係官庁等への許認可申請、報告、届出、検査報告等を行う必要がある場合には、受注者は書類作成等に協力し、その経費を負担するものとする。

なお、本工事の範囲外に対し、行政指導等で追加工事が発生したものについてはこの限りではない。

6 保険

本事業に際しては、火災保険、組立保険、履行保証保険等の必要な保険に加入すること。

なお、加入後は、速やかに保険証券の写しを発注者に提出すること。

7 官庁等の指導等

受注者は事業期間中、官庁等の指導等に従うこと。

8 官庁等への申請

受注者は、本事業の実施に伴って発注者が行う官庁等への申請等に全面的に協力し、発注者の指示により必要な書類、資料等を提出すること。

なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、受注者のうち本委託を担う事業者の責任と負担により行うこと。

9 発注者及び官庁等への報告

本事業の実施に伴って、発注者及び官庁等が報告、記録、資料提供等を要

求又は指示する場合は、速やかに対応すること。

なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については発注者の指示に基づき対応すること。

10 周辺施設整備等への協力

業務対象エリア内及び周辺で発注者及び関係団体が行う事業等に対しては、発注者の要請に基づき協力すること。

11 計画主要目

(1) 都市計画事項等

- ア 用途地域
市街化調整区域
- イ 防火地区
なし
- ウ 高度地区
なし
- エ 建ぺい率
50%
- オ 容積率
100%
- カ 日影規制
なし
- キ 緑地率
30%以上

(2) 処理能力等

- ア 公称能力
指定されたごみ質の範囲内で次の公称能力を有すること。
ごみ処理施設（熱回収施設）
200（t/日）（100（t/日）× 2 炉）

- イ 計画ごみ質

処理対象ごみの計画ごみ質は表 1 のとおりとする。

また、本施設における令和 5 年度から 7 年度までの低位発熱量実測値を「添付資料 過去 3 か年におけるごみ質の推移」に示す。

表 1 計画ごみ質

項目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
単位体積重量		(t/m ³)	0.203	0.172	0.118
三成分	水分	(%)	57.3	50.4	38.4
	可燃分	(%)	34.6	41.7	54.0
	灰分	(%)	8.1	7.9	7.6
低位発熱量		(kJ/kg)	5,200	7,500	11,500
		(kcal/kg)	1,240	1,790	2,740
元素組成	炭素	(%)	18.54	22.80	30.52
	水素	(%)	2.75	3.36	4.46
	窒素	(%)	0.52	0.53	0.49
	酸素	(%)	12.60	14.78	18.26
	硫黄	(%)	0.01	0.01	0.01
	塩素	(%)	0.18	0.22	0.26

(注) 元素組成は可燃分当たり

(3) 熱供給条件

ア 熱源

高温水

イ 温度

送り 133 ℃ (最大) 戻り 80 ℃ (最小)

ウ 場外熱供給量

4.0 GJ/h (冬季・最大)

エ 循環水量

18 m³/h

オ 過去実績

表 2 余熱送水実績 (熱量) 単位 GJ/年

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
4,397.2	4,163.1	3,941.7

(4) ごみ処理方式

全連続燃焼式ストーカ炉

(5) 炉数

2 炉 (1 炉 100 (t/日))

(6) 処理条件

ア 炉内温度

再燃焼ゾーン内で850℃以上（900℃以上を維持することが望ましい。）

イ 上記温度における再燃ゾーン内の燃焼ガス滞留時間

2 秒以上

ウ 煙突出口の一酸化炭素濃度

100 ppm 以下（酸素濃度12%換算値の1 時間平均値）

30 ppm 以下（酸素濃度12%換算値の4 時間平均値）

エ 焼却残渣の熱しゃく減量

5 % 以下

オ 集じん器入口温度

設計温度(170℃)に対して±10℃の範囲を逸脱しないこと。

(7) 公害防止基準

ア 排ガス基準

発注者が定めた次の自主規制値を遵守すること。

表 3 排ガス基準

項目	自主規制値（※1）	参考 法規制値等（※1）	
ばいじん	1 時間平均値 0.01g/m ³ _N 以下	1 時間平均値 0.04g/m ³ _N 以下	大気汚染防止法 （4 t/h以上の廃棄物焼却炉）
硫黄酸化物	1 時間平均値 30ppm以下	1 時間平均値 約3,200 ppm	大気汚染防止法 （同法に基づき算定した許容限度を当組合が濃度換算した値 ※2）
塩化水素	1 時間平均値 30ppm以下	1 時間平均値 700 mg/m ³ _N （約430 ppm以下）	大気汚染防止法 （廃棄物焼却炉）
窒素酸化物	1 時間平均値 50ppm以下	1 時間平均値 250 ppm以下	大気汚染防止法 （廃棄物焼却炉のうち連続炉）
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下	ダイオキシン類対策特別措置法（4 t/h以上の廃棄物焼却炉）
全水銀	50 μg/m ³ _N 以下	50 μg/m ³ _N 以下 （告示で定める測定法による）	大気汚染防止法（廃棄物焼却炉のうち、既存施設）

※1 排出濃度は酸素濃度 12% 換算値とする。

※2 許容限度の算定における K 値は、同法施行規則附則に基づき秦野市域に適用される 11.7 としている。

イ 下水道放流基準

表 4 下水道放流基準（健康項目）

項目	基準値 (排水量 50m ³ 以上)	法令等
カドミウム及びその化合物	検出されないこと	秦野市下水 排 除 基 準 (中央処理 区)
シアン化合物	シアンとして 1 mg/L 以下	
有機燐化合物（パラチオン、 メチルパラチオン、メチルジ メトン及び EPN に限る）	検出されないこと	
鉛及びその化合物	鉛として 0.1mg/L 以下	
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.02 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	砒素として 0.05mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	水銀として 0.005mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	
シス-1,2 ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
チウラム	0.06mg/L 以下	
シマジン	0.03mg/L 以下	
チオベンカルプ	0.2mg/L 以下	
ベンゼン	0.1mg/L 以下	
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	ほう素として 10mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.8mg/L 以下	

項目	基準値 (排水量 50m ³ 以上)	法令等
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	秦野市下水 排除基準 (中央処理 区)
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	

表 5 下水道放流基準 (生活環境に係る項目)

項目	基準値 (排水量 50m ³ 以上)	法令等
温度	45℃ 未満	秦野市下水 排除基準 (中央処理 区)
アンモニア性窒素 亜硝酸性窒素 硝酸性窒素	380mg/L 未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満	
浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満	
水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満	
ヨウ素消費量	220 mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3 mg/L 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L 以下	
フェノール類	フェノールとして 0.005mg/L 以下	
銅及びその化合物	銅として 1 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 1 mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性の ものに限る)	鉄として 0.3mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (可 溶性のものに限る)	マンガンとして 0.3mg/L 以下	
クロム及びその化合物	クロムとして 0.1mg/L 以下	
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 0.3mg/L 以下	

ウ 騒音基準

表 6 騒音基準

項目		基準値	法規制等	
騒音	6:00～ 8:00	50 デシベル以下	50 デシベル以下	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則、別表 11（第 2 種区域）
	8:00～ 18:00	55 デシベル以下	55 デシベル以下	
	18:00～ 23:00	50 デシベル以下	50 デシベル以下	
	23:00～ 6:00	45 デシベル以下	45 デシベル以下	

エ 振動基準

表 7 振動基準

項目		基準値	法規制等	
振動	8:00～ 19:00	65 デシベル以下	65 デシベル以下	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則、別表 12（第 1 種区域のⅡ）
	19:00～ 8:00	55 デシベル以下	55 デシベル以下	

オ 悪臭基準

表 8 悪臭基準

項目		基準値	法規制等	
悪臭	敷地境界	臭気指数 15 以下	臭気指数 15 以下	悪臭防止法 第 2 種地域
	排出水 (敷地外)	臭気指数 31 以下	臭気指数 31 以下	
	煙突出口	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気指数値以下		

(注) 本事業区域は、悪臭規制方法が臭気指数規制と指定されているため、特定悪臭物質による規制は適用外

カ 飛灰処理物

表 9 飛灰処理物の重金属等溶出基準

項 目	基準値（単位）
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下
六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下
砒素又はその化合物	0.3 mg/L 以下
水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下（含有量）

(8) 環境保全

公害関係法令及びその他の法令に適合し、これらを遵守し得る構造・設備とすること。